

作成 平成21年4月1日
改定 平成27年7月1日
平成29年9月1日
令和2年11月1日
令和3年1月1日
令和4年10月1日
令和7年10月1日
いわき市障がい福祉課

いわき市移動支援事業等に係る該当性の判断基準

【目 次】

1	概要・目的	1
2	対象者	1
3	実施方法	2
4	移動支援事業の対象となる外出	4
5	移動支援事業の対象とならない外出	7
6	市外サービスの取り扱いについて	8
7	よくある質問	9

1 事業の概要・目的

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し外出のための支援を行うことにより当該障がい者等の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

2 対象者

対象となる者は、在宅の障がい者等（市が援護の実施者である障がい者等に限る。）であって、当該障がい者等の外出に際して移動の支援の必要があると市長が認めたものとしします。

- ① 身体障がい者手帳の交付を受けている者
- ② 療育手帳の交付を受けている者
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ④ その他市長が支援の必要を認めた者

支援の対象とする外出とは、次の各号のいずれかに該当するものを除き、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出とします。

- ① 障害福祉サービスを行う施設等への通所等に係る外出
- ② 通勤、通学等に係る外出
- ③ 営業活動等の経済活動に係る外出
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス（通院等のための介助に係る居宅介護に限る。以下「通院等介助」という。）の対象となる外出
- ⑤ 通年かつ長期にわたる外出
- ⑥ 社会通念上適当でない外出

前項第①及び②（通勤に係る外出を除く。）に該当する場合であって、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、支援の対象とすることができます。

3 実施方法

移動支援事業は、屋外での移動等の支援が必要な障がい者等に対して、個別支援型又はグループ支援型により行うものとします。

(1) 支援方法

- ① 個別支援型：1名の障がい者等に対して、1名のヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。
- ② グループ支援型：複数（最大3名まで）の障がい者等に対して、1名のヘルパーが同時支援を行います。

(2) 基本事項

- ① 移動の方法は原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー）等の利用とします。
- ② 1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。
- ③ 事業者等が所有する車両で輸送を行う場合、道路運送法に基づく手続きが必要となりますので、注意してください。なお、当該輸送中の時間については、ヘルパーが運転している場合は障がい者等を介護していることにはならないため、移動支援事業の算定対象として認められませんが、事業者が独自に利用者から運賃を受け取ることができます。（その際は、契約書又はそれに付随する重要事項説明書等に金額を明示し、利用者の方に対して丁寧な説明を行った上で了承を得てください。）
- ④ やむを得ず、1人の障がい者等に対して同時に2人以上の介護者が必要となる場合は、必ず事前に担当の地区保健福祉センターへ相談してください。
- ⑤ 原則として、往復のみの利用（始点と終点はどちらも自宅）とします。ただし、後述の「特別な事情等により認められる外出」である場合に限り、片道の利用が認められます。
例：自宅から病院まで家族送迎→病院から自宅まで移動支援（利用不可）
※通院等介助であれば該当する場合があります

- ⑥ 障害福祉サービスの移動系サービスと移動支援を組み合わせることはできません。

例：自宅から病院までは通院等介助→病院からコンビニまで移動支援→コンビニから自宅まで移動支援（利用不可）

4 移動支援事業の対象となる外出

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

① 金融機関等における諸手続き

例：金銭の支払いの受け取り等の代行

※児童の場合、基本的に保護者が行う事柄であり認められません。

② 通院、官公署での公的手続き、指定相談支援の事業に係る外出

例：医療機関への通院、市役所での住民票の交付申請手続き、指定相談支援事業所での障害福祉サービスの利用に係る相談

※通院等介助などの障害福祉サービスの利用が優先されます。

※上記外出のうち、障がい福祉サービスが利用出来ず、かつサービス等利用計画に基づかない突発的に生じた案件については、移動支援事業が利用出来ます。

③ 社会生活上必要なものであり、目的達成後に継続性のないもの

例：学校や施設の見学、入学手続、説明会等 / 床屋・美容院等

※施設の見学について、指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を除きます。この場合、通院等介助などの障害福祉サービスを利用することができます。

※児童の場合、保護者の同伴が必要とされるときに、ヘルパーが保護者の代理として参加することは認められません。また、児童に関する諸手続きについては、基本的に保護者が児童にかわって行うべき事柄であり、児童が単独で行うことが想定されにくいため、児童の利用は認められません。

④ 個人の嗜好等にかかる買物

例：衣類・雑貨・本・CD等の買物

⑤ 地域生活に欠かせないと判断できるもの

例：地域の自治会、婦人会、こども会などの行事、会合等

※児童の場合、保護者の同伴が必要とされるときに、ヘルパーが保護者の代理として参加することは認められません。

⑥ 社会生活一般で考えられるお付き合いの範疇に入るもの

例：冠婚葬祭への出席、病院などへの見舞い等

(2) 余暇活動等の社会参加のための外出

① 自己啓発や教養を高めるもの

例：講演会、博覧会、文化教養講座など、自分自身の教養を高め、見聞を広げることを目的とするもの

※学習塾のような定期的かつ長期に渡るものは認められません。

② 体力増強や健康増進を図るもの

例：トレーニングジムなど、施設や器具等を利用して運動することで、健康の維持や体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするもの

※プール、海水浴などの介助は危険が伴うため、移動支援事業の対象には認められませんが、目的地までの移動の介助は認められます。

③ 生活の内容充実・質の向上を図るもの

例：演奏会・演劇・映画等の鑑賞、外食、カラオケ等

④ 公共の場に慣れるための社会訓練を目的としたもの

例：一人での外出に慣れていない知的障がい者や障がい児を対象とした、公共交通機関の乗り降りの訓練等を目的としたもの

※この場合、個別支援計画を作成し、担当の地区保健福祉センターの確認を受けてください。

(3) 特別な事情等により認められる外出

障がい者等が通所施設、学校、保育所、習い事などへ通う際、施設等が実施する送迎を利用できない事情があつて通常は保護者等が送迎を実施しているが、次のいずれかの理由により、やむを得ず一時的に保護者等が送迎を実施できないと判断される場合に認められます。以下の①⑤以外の場合は1月あたり4日までの利用(往復・片道を問わない)が上限となります。月次の利用実績報告の際に所定の様式によって事業者が障がい福祉課に報告してください。

- ① 保護者等の入院（自宅療養であって医師の指導により送迎を実施できない場合を含む）・出産

※必ず事前に担当の地区保健福祉センターに相談してください。

- ② 保護者等の疾病・負傷（①に該当しないもの）

- ③ 社会的に保護者等が参加することがやむを得ないと認められる事情

例：冠婚葬祭、障がい児の兄弟の学校行事等。

- ④ 保護者等の就労等における緊急の事情

例：交替制勤務職場における休暇者の代替として予定されていなかった勤務に従事する場合等。

- ⑤ 義務教育課程において継続的に通学の支援が必要な事情（虐待の疑いがある等）

5 移動支援事業の対象とならない外出

(1) 障がい福祉サービス等を行う施設への通所等に係る外出

※グループホームから施設への送迎についても認められません。

(2) 通勤・通学等に係る外出

例：会社への通勤、学校等（保育所・幼稚園・特別支援学校・小学校・中学校・高等学校・大学・各種専門学校・職業訓練校）への通学・通園

(3) 営業活動等の経済活動に係る外出

例：営利を目的とする訪問、有償で講演会に講師として出席する場合等

※講演会の講師として出席する場合、無償であれば単なる参加とみなし、移動支援事業を利用することができます。

(4) 通年かつ長期にわたる外出

例：学童保育・学習塾への送迎等週単位で利用日が定められているもので、終了が長期にわたるもの

(5) 社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出

① 宗教活動（布教活動や勧誘等の活動）

※冠婚葬祭への出席、地域の祭り等や一般的な行事として共通の認識で行われるもの（初詣・お宮まいり・法事・クリスマスイベント等）への参加は認められます。

② 政治活動

※投票の参考にする為の演説会への参加、参政権にかかる投票所への送迎は認められます。

③ 公序良俗に反すること等を目的とする場所

※賭博的な遊戯その他公序良俗に反することを目的とする場所等、公的サービスの利用にふさわしくない場所への外出は認められません。

6 市外サービスの取り扱いについて

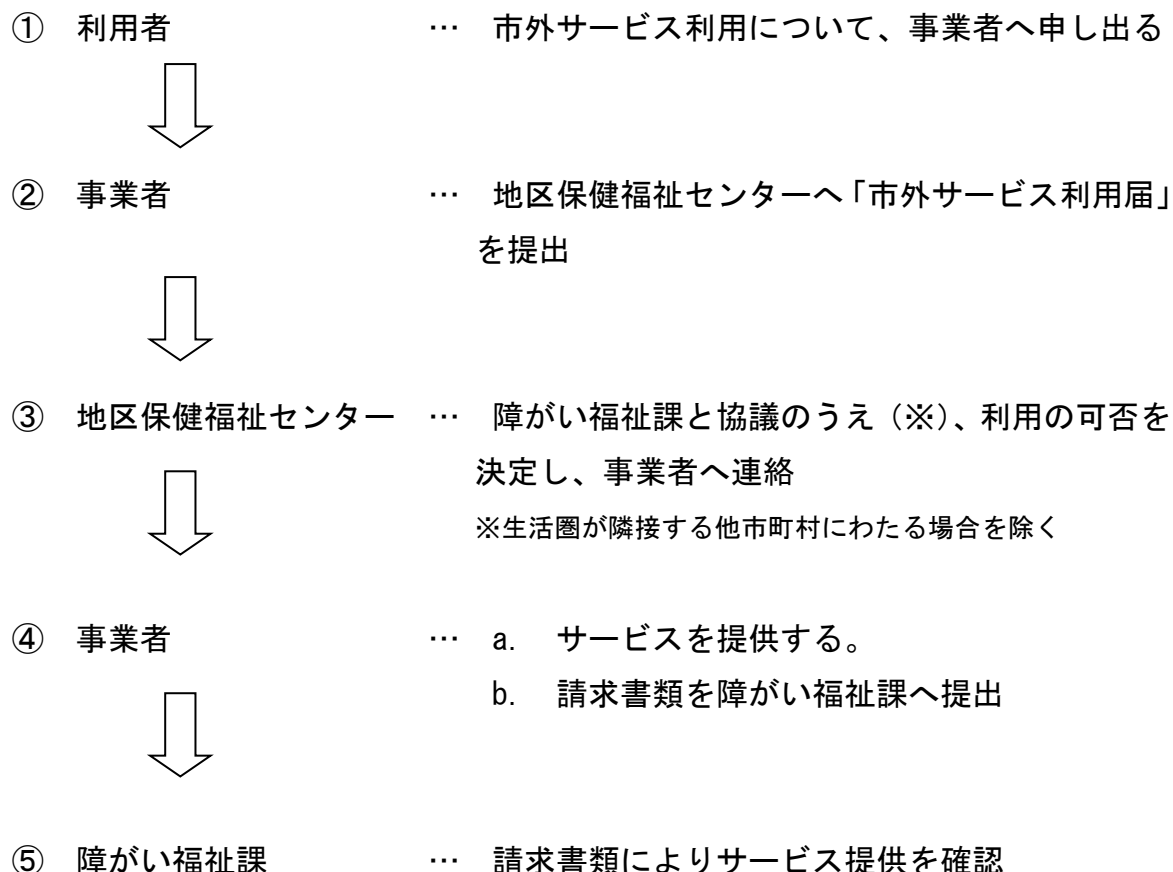
親族等の冠婚葬祭への出席、病院への親族等の見舞い、公共機関での相談会、障がい福祉団体等が行う会議・競技会等へ参加する場合の外出については、用務地が市外であっても移動支援事業の利用を認められます。（1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）

ただし、この場合、利用の都度、事業者が「市外サービス利用届」を地区保健福祉センターに提出するなど、所要の手続きが必要です。

また、利用者の住所が他市町村との境界付近であって生活圏が隣接する他市町村にわたる場合については、利用内容が「移動支援事業の対象となる外出」に該当するものであれば、当該市町村内における移動支援事業の利用を認められます。

なお、生活圏が隣接する他市町村にわたる場合の外出にかかる「市外サービス利用届」については、一度提出して利用を認められている場合、同じ条件における利用であれば、以後に提出する必要はありません。

【市外へのサービス利用の事務処理フロー】



7 よくある質問

Q 1 : 通学・通所には移動支援事業を利用できないのですか。

A 1 : 利用できません。通所施設や保育所及び学校等への送迎は、特別な事情の場合（Q 2 参照）を除いて、移動支援事業の対象としては認められません。

Q 2 : 障がいのある子どもが通学する際、いつも保護者が送迎していたのですが、保護者が入院してしまったため、子どもが通学できません。移動支援事業で通学を手伝ってもらえますか。

A 2 : 利用できます。通常、学校・施設等への送迎に移動支援事業を利用することはできませんが、保護者の入院・出産等の場合は利用することができます。ただし、必ず事前に担当の地区保健福祉センターへ相談してください。
なお、保護者が風邪や仕事の都合などの理由で送迎できない場合は、1 月あたり 4 日を限度として利用することができます。この場合、地区保健福祉センターへの事前の相談は必要ありませんが、所定の様式によって実施事業者が障がい福祉課に報告する必要があります。

Q 3 : 障がいのある子どもが学校の遠足に参加するときの送迎や付き添いに移動支援事業を利用することは可能ですか。

A 3 : 認められません。施設や学校の行事は、あくまで当該施設等の主催によるものであって、施設支援、学校教育の一環で実施しているものであることから移動支援事業の利用は認められません。

Q 4 : 障がい者である保護者が学校の保護者会や P T A の主催する行事に出席するとき、移動支援事業を利用できますか。

A 4 : 利用できます。学校が生徒を対象として実施する行事ではないことから、地域生活に係る活動の一環として認められます。

Q 5 : 職場や学校、障がい福祉サービス等を行う施設からの帰り道に移動支援事業を利用して買物等にいくことは可能ですか。

A 5 : 認められません。通勤・通学・通所と同じ移動と考えられます。

Q 6 : 家族が不在となるため、障がいのある子どもを遊びに連れて行ってほしいが、移動支援事業は利用できますか。

A 6 : 認められません。日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要となる場合は、地域生活支援事業の日中一時支援事業を利用してください。

Q 7 : 家族が運転する車に利用者と介護人を乗せて、目的地への送迎を行ってよろしいか。

A 7 : 認められます。ただし、乗車中に介護人が利用者を介助している状態でない場合は、報酬算定の対象外となります。

Q 8 : 講演会の講師として出席するとき、移動支援事業を利用できますか。

A 8 : 講師として謝金等を受け取る場合は、有給の仕事とみなし認められません。ただし、無償の場合は、単に参加とみなし認められます。

Q 9 : 無償の団体役員であるが、事務所にいくために移動支援事業を利用できますか。

A 9 : 地域の自治会等で、利用が通年かつ長期に渡らない場合については、認められます。営業活動等の経済活動を行う団体、宗教活動を行う団体、政治活動を行う団体、その他公序良俗に反することを目的とする団体等については、認められません。

Q 1 0 : 短期入所事業において、入所中に外出したくなったときや、事業所への往復の際に、移動支援事業が利用できますか。

A 1 0 : **利用できません。**短期入所事業において、送迎やサービス提供中の介助は原則として短期入所事業を実施する事業所の業務となることから、認められません。

Q 1 1 : 移動支援事業は、30分だけでも利用することができるのですか。

A 1 1 : **利用できます。**算定対象となる時間が20分以上であれば利用することができます。

Q 1 2 : 週1回、同じ曜日・時間帯に教室・講座へ通っているのですが、「通年かつ長期にわたる外出」に該当しますか。

A 1 2 : 公民館の講座やサンアビススポーツ塾への参加については、事業の目的を鑑みて、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日・時間帯になっている場合は、週1回程度の利用(月4回程度)であれば「通年かつ長期にわたる外出」には該当しません。

※通学・通所については対象とはなりません。

Q 1 3 : 請求額算定の際、運転時間を差し引く場合は、開始時間あるいは終了時間のどちらかに寄せて計算可能ですか。

A 1 3 : **運転時間を任意の時間に寄せて計算することはできません。**

移動支援は、特別な事情の場合(Q2参照)を除いて、往復の支援提供が原則のため、【自宅発→目的地での支援→自宅着】となることから、運転での移動が発生する場合は、往路復路双方に運転時間を要するためです。

特に、日中や夜間、深夜等の加算が影響する場合、運転時間を開始・終了時間のどちらから差し引くかによって算定額が変わるため、提供時間の実態に沿った計算をお願いいたします。

◎算定例：開始時間 16:00、終了時間 20:00、運転時間 40 分の場合

(不可の例)

サービス内容	開始時間	終了時間	算定時間数	算定額（身体介護有）
買い物(運転 40 分)	16 : 00 (日中 2.0)	19 : 20 (夜間 1.5)	3.5 時間	9, 840 円 (基本額 9,210 円 + 夜間加算 630 円)

日中と夜間を含む請求額

(全体の基本額) + {(全体時間の基本額) - (日中時間の基本額)} × 0.25

9,210 + (9,210 - 6,690) × 0.25 = 9,840

※終了時間の 20 時からのみ運転時間 40 分を差し引いており、実態に沿っていない。

↓ 正しくは

サービス内容	開始時間	終了時間	算定時間数	算定額（身体介護有）
買い物(運転 40 分)	16 : 20 (日中 1.5)	19 : 40 (夜間 2.0)	3.5 時間	10, 045 円 (基本額 9,210 円 + 夜間加算 835 円)

日中と夜間を含む請求額

(全体の基本額) + {(全体時間の基本額) - (日中時間の基本額)} × 0.25

9,210 + (9,210 - 5,870) × 0.25 = 10,045

※開始時間（往路）と終了時間（復路）から運転時間を差し引いており、適切。

Q 1 4 : 特別な事情による移動支援事業利用の場合に、同日複数回利用する際、1 日単位ではなく、1 回毎の利用で算定可能ですか。

A 1 4 : **可能です**。特別な事情による移動支援事業利用に関しては、障がい者等の通所・通学について、やむを得ず一時的に保護者等が送迎を実施できないとき、1 月あたり 4 日まで利用可能となっています。

通所・通学について 1 日に複数回利用する際は、往路と復路に相当の時間が空いてしまうため、1 回毎のサービス提供を独立したものとして捉え、算定することが基本となります。ただし、移動距離が短く、往復で利用することで最低算定時間の 20 分を満たす場合は、往復で 1 回の提供として差し支えありません。

◎算定例①：同日中に２回の支援提供だが、それぞれ独立して算定する場合。

日付	サービス 内容	開始時間	終了時間	算定時間数	算定額（身体介護有）
１日	通学（運転 30分）	8:00	8:59	0.5時間	2,560円
１日	通学（運転 31分）	16:00	17:00	0.5時間	2,560円
合計					5,120円

◎算定例②：同日中に２回の支援提供だが、１回の提供とする場合。

日付	サービス 内容	開始時間	終了時間	算定時間数	算定額（身体介護有）
１日	通学（運転 15分）	8:00	8:30	算定不可	支援提供時間30分より運転時間15分を差し引き、サービス提供時間15分となるため、算定不可。
１日	通学（運転 15分）	16:30	16:59	算定不可	同上。
合計	通学（運転 30分）			0.5	2,560円

※往復で支援提供時間１時間より運転時間30分を差し引き、サービス提供時間30分となるため、算定可能。